#### 資料２　全国経営協「モデル定款細則」（解説付き）

全国社会福祉法人経営者協議会が示した定款細則の例示です。

従来から本市がお示ししている「事務決裁規則」（48頁）は、このモデル定款細則第23条の理事長専決事項を取り出して最低限の独立の規程としたものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 全国経営協モデル定款細則 | モデル定款細則解説 |
| モデル定款細則  社会福祉法人▲▲▲▲定款細則  第一章　総則  （趣旨）  第一条　本細則は、定款第●条の規定に基づき、社会福祉法人▲▲▲▲（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。  第二章　評議員選任・解任委員会  （目的）  第二条　定款第●条に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）は、本章に定めるところにより設置、運営等を行う。  （所掌事項）  第三条　委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。  （委員会の構成等）  第四条　委員会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）は、監事●名、職員●名、外部委員●名の合計●名とし、理事会が選任する。  ２　外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。  (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人  (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族  （委員の任期）  第五条　委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。  ２　委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。  （委員の解任）  第六条　委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。  (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。  （報酬）  第七条　委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。  ２　委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。  ３　委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。  （招集）  第八条　委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。  （招集通知）  第九条　委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。  （議長）  第一〇条　委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。  （評議員の選任）  第一一条　評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。  (1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。  (2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。  (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。  （評議員の解任）  第一二条　評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。  (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。  (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。  (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。  （決議）  第一三条　委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の●名以上が出席し、かつ、外部委員の●名以上が賛成することを要する。  （議事録）  第一四条　委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。  ２　議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。  (1) 委員会が開催された日時及び場所  (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果  (3) 委員会に出席した委員の氏名  (4) 委員会の議長の氏名  ３　議事録は、委員会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。  （事務）  第一五条　委員会の庶務的事項は法人の事務局において行う。  （補則）  第一六条　本章に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。  第三章　評議員会  （役員等の出席）  第一七条　理事及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。  ２　会計監査人は、法令の定めるところにより、定時評議員会に出席することができる。  ３　法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。  ４　評議員会は、必要に応じ、前３項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。  （議長）  第一八条　評議員会に議長をおく。  ２　評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。  （理事等の報告・説明）  第一九条　議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。  ２　前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第一七条第３項に定める者に説明させることができる。  ３　法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。  ４　理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。  ５　前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。  (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。  ア　当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合  イ　当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合  (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合  (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合  (4) 第一号から第三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合  （招集）  第二〇条　評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。  (1) 評議員会の日時及び場所  (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項  (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨。）  ２　評議員会の招集通知は、評議員会の日の一週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。  ３　前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。  （決議）  第二一条　評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。  ２　評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。  ３　議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。  ４　次の決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。  (1) 監事の解任  (2) 定款の変更  (3) 役員の責任の一部免除  (4) 法人の解散  (5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）  ５　理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。  ６　第１項及び第４項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。  （議事録）  第二二条　評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。  ２　議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。  (1) 通常の評議員会の事項  ①　評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）  ②　評議員会の議事の経過の要領及びその結果  ③　決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名  ④　次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要  イ　監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき  ロ　監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき  ハ　監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき  ニ　監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき  ⑤　評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称  ⑥　評議員会に議長が存するときは、議長の氏名  ⑦　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  (2) 評議員会の決議の省略の場合の事項  ①　評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容  ②　①の事項の提案をした者の氏名  ③　評議員会の決議があったものとみなされた日  ④　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  (3) 評議員会への報告の省略の場合の事項  ①　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容  ②　評議員会への報告があったものとみなされた日  ③　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  ３　議事録には、議長及び議事録署名人２名が署名（記名押印）をしなければならない。  ４　前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。  ５　前４項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。  第四章　役員及び職員  （理事長専決事項）  第二三条　定款第●条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。  (1) 職員の任免（第二五条に定める職員を除く）  (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること  (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの  ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。  (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの  (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの  ア　日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入  イ　施設設備の保守管理、物品の修理等  ウ　緊急を要する物品の購入等  (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分  ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。  (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄  ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。  (8) 予算上の予備費の支出  (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること  (10)入所者の預り金の日常の管理に関すること  (11)寄付金の受入れに関する決定  ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。  （監事）  第二四条　監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。  （施設長等）  第二五条　定款第●条第●項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。  (1) 施設長  (2) 法人本部事務局長  (3) ・・・・・・・・  第五章　理事会  （出席者）  第二六条　理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。  ２　理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。  （議長）  第二七条　理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。  （招集）  第二八条　理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。  ２　前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。  （決議）  第二九条　理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。  ２　理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。  ３　議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。  ４　次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。  (1) 基本財産の処分  (2) 事業計画及び収支予算  (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄  (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項  (5) 保有する株式に係る議決権の行使  ５　第１項及び第４項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。  ６　理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略できない。  （議事録）  第三〇条　理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。  ２　議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。  (1) 通常の理事会の事項  ①　理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）  ②　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨  ア　理事の請求を受けて招集されたもの  イ　理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの  ウ　監事の請求を受けて招集されたもの  エ　監事が招集したもの  ③　理事会の議事の経過の要領及びその結果  ④　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名  ⑤　次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要  ア　競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告  イ　理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告  ウ　理事会で述べられた監事の意見  ⑥　理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名  ⑦　理事会の議長が存するときは、議長の氏名  (2) 理事会の決議の省略の場合の事項  ①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容  ②　①の事項の提案をした理事の氏名  ③　理事会の決議があったものとみなされた日  ④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名  (3) 理事会への報告の省略の場合の事項  ①　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容  ②　理事会への報告を要しないものとされた日  ③　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名  ３　議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。  ４　理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名（記名押印）する。  ５　理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。  ６　理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。  第○章　雑則  （規程等の制定）  第○条 定款並びに定款細則のほか、法人が定める規程等は次のとおりとする。  (1) 経理規程及び同細則  (2) ・・・・・・・・・  (3) ・・・・・・・・・  (4) ・・・・・・・・・  （改廃）  第三一条　本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。  附則  １．この細則は、平成29年４月１日から施行する。  ２．社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号）附則第９条の規定により行う評議員の選任は、本細則第２章（第５条を除く）の例により行う。 | **☆　本細則例は、全国経営協モデル定款Ⅰの定めに即して制度・政策委員会社会福祉法人制度改革特命チームにおいて作成したものであり、このとおりに規定しなければならないものではありません。**  **☆　各法人が定める定款の規定に即した細則を作成していただくための参考資料としてお示しするものであることに十分ご留意ください。**  **☆　本細則例における「定款第●条」の条数は、法人の定款にあわせて記載してください。**   |  | | --- | | 凡例  ◆　解説　※　参照条文等　☆　特記事項等  留意事項　厚生労働省 事務連絡/28.11.11改訂  Q&A　厚生労働省 事務連絡/28.11.11改訂 |   ◆　第一条で、定款第●条の規定に基づく細則であることを明らかにします。  ☆　これまでに、法人として「評議員選任・解任委員会運営規則」を制定していない場合、全国経営協「評議員選任・解任委員会運営規則（例）」を一部改編して定款細則に盛り込むことも可能です。  ☆　すでに独立した規則として制定している場合には個別の規定としても差し支えありません。  ◆　自法人の定款で評議員選任・解任委員会を定めている条項（数）を明記します。  ◆　定款の定めに即して規定します。  ◆　法令上、外部委員の要件は定められていません。  ◆　法人関係者でない中立的な立場にあることをより明確にするために、モデルのような記載が考えられますが、各法人の実態に即して判断してください。  ☆　法人の判断により、例えば「職員委員は、法人事務局長の職にある者をもってあてる。」と定めることも可能です。  ◆　理事や評議員の任期を参考に委員の任期を定めます。例では評議員の任期を参考にしています。  ◆　無報酬とすることも可能です。その場合、例えば、「委員の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。」と定めます。  ◆　モデルでは、議長をその都度互選することを想定しています。あらかじめ、委員会の委員長を互選で置き、委員長が議長を務めるものと規定することも可能です。  ◆　その場合、例えば、「委員会の委員長は、委員の互選とする。前項の委員長は、委員会の議長となる。」と定めます。  ◆　少なくとも1名以上の外部委員の出席及び賛成の条件を定めなければなりません。  ☆　法人で別途、評議員会の運営にかかる規則等を定めている場合には、定款細則に詳細を規定する必要はありません。  ◆　法人として、役員等の評議員会への出席について規定します。  ◆　理事、監事には、評議員会への出席義務はありませんが、説明義務（社会福祉法第四五条の一〇）がありますので評議員会ではその体制を確保することが求められます。  ◆　会計監査人設置法人にあっては、「会計監査人は、法令の定めるところにより、定時評議員会に出席することができる。」等の定めを追加します。  ◆　第３項、第４項については、必要に応じて法人の判断で要否を含めて検討してください。  ◆　議長を置く場合、その選任方法は任意ですが、定款に規定がない場合には、定款細則等に定めておきます。（Q&A問29-2）  ※　留意事項第２章（６）評議員会の運営  ◆　評議員の議題・議案の提案権を踏まえた規定としています。  ※　社会福祉法第四五条の一〇  ※　社会福祉法施行規則第二条の一四  ◆　評議員会の招集にあたって、理事会で決議する必要のある事項を規定します。  ※　社会福祉法第四五条の九第一〇項で準用する一般法人法第一八一条  ※　社会福祉法施行規則第二条の一二  ◆　定款で期間を短縮している場合には、その期間を記載します。  ◆　通知は、電磁的方法によっても可能ですが、その場合には各評議員の承諾が必要になります。  　（社会福祉法第四五条の九第一〇項で準用する一般法人法第一八二条第二項）  ◆　第一八条（役員等の出席）に即して規定します。  ※　社会福祉法第四五条の九第一〇項で準用する一般法人法第一八三条  ※　社会福祉法第四五条の九第六項  ◆　挙手に限らず、各評議員の賛否を明らかにし得る方法を法人として定めます。  ◆　議長の議決権は、可否同数のときの決定権として行使されることになります。可否同数のときより前の議決はできないことに留意します。  ※　社会福祉法第四五条の九第七項  ※　定款に、理事会の決議による一部免除を定めている場合には、不要。  ※　社会福祉法第四五条の二二の二で準用する一般法人法第一一二条  ◆　会計監査人についても同様に定めることができます。  ※　社会福祉法第四五条の一一、社会福祉法施行規則第二条の一五  ◆　電磁的記録をもって作成することも可能ですがその場合には電子署名が必要になります。  ◆　「出席の方法」には、テレビ会議や電話会議といった方法が考えられます。  ◆　法人の定款に即して規定します。  　（参考：Q&A問25）  ◆　必要に応じて、従たる事務所への備え置きについて別途、規定します。  ◆　モデルでは、定款例第二四条（備考）に例示されている「日常の業務として理事会が定めるもの」を列挙していますが、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないとされています。  ◆　監事には、評議員会への出席義務はありませんが、説明義務（社会福祉法第四五条の一〇）がありますのでその体制を確保することが求められます。  ◆　第一七条との整合に留意してください。  ◆　理事会が理事に委任することができない重要な役割を担う職員の範囲を規定します。  ☆　法人で別途、理事会の運営にかかる規則等を定めている場合には、定款細則に詳細を規定する必要はありません。  ☆　監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられていますが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていればその理事会は有効です。  ◆　モデルでは、議長をその都度互選により選任することを想定していますが、「理事長をもってあてる」とすることも可能です。  ◆　定款で期間を短縮している場合には、その期間を記載します。  ◆　通知の方法は、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えないとされ、また、議題の通知も不要です。  ※　社会福祉法第四五条の一四第九項で準用する一般法人法第九四条第二項  ※　社会福祉法第四五条の一四第四項  ◆　挙手に限らず、各理事の賛否を明らかにし得る方法を法人として定めます。  ◆　議長の議決権は、可否同数のときの決定権として行使されることになります。可否同数のときより前の議決はできないことに留意します。  ☆　左記の例示のほか、定款に、理事会の決議による役員等の責任の一部免除を定めている場合、法人の判断で必要な規定等を設けることができます。  ※　社会福祉法第四五条の一四第九項で準用する一般法人法第九六条  ※　社会福祉法第四五条の一四第九項で準用する一般法人法第九八条  ◆　業務執行理事をおいている法人では、左記のように規定します。業務執行理事を置かない法人は、理事長のみを規定します。  ☆　報告の具体的な内容は定められていないので、法人として「職務の執行状況の報告」に付す内容等を特定して細則に定めることも検討します。  ※　社会福祉法第四五条の一四第六項、社会福祉法施行規則第二条の一七  ◆　電磁的記録をもって作成することも可能ですがその場合には電子署名が必要になります。  ◆　「出席の方法」には、テレビ会議や電話会議といった方法が考えられます。  ※　法人の定款に即して規定します。  ※　第３項の定めがある場合にあっても、理事会の議事録については、出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（第５項）に配慮した取扱いを規定します。  （参考：Q&A問25）  ※　社会福祉法第四五条の一四第八項  ◆　議事録等  ・　議事録  ・　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をし、当該提案につき理事の全員が同意の意思表示を記載、記録した書面若しくは電磁的記録  ◆　必要に応じて、従たる事務所への備え置きについて別途、規定します。  ☆　法人の判断で必要に応じて規定を設けることも可能です。  ◆　定款細則の制定及び改廃は、理事会の決議によって行うことを規定します。  ◆　このように定めることによって、評議員選任・解任委員の任期を評議員の任期に合わせることができます。  ☆　評議員選任・解任委員の任期は、法人が任意で設定することが可能です。 |